

労務 ROAD

■介護職員等処遇改善加算実績報告書の提出について

令和6年6月から、「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」「ベースアップ等加算」が、新たに「処遇改善加算（新加算）」として一本化され、加算率も引き上げられました。

この加算を受けるためには、毎年度、計画書および**実績報告書**の提出が必要となります。今回は**実績報告書の提出**についてご案内いたします。

提出期限

令和7年3月までに処遇改善加算の算定を行った事業所の提出期限は、

令和7年7月31日（木）です。（※）

（※）提出先の都道府県等により、期限に若干の差がある点にご注意下さい。

提出書類

介護職員等処遇改善加算実績報告書（新加算及び旧3加算）

※今回の実績報告については、4・5月分は旧加算、6月分以降は新加算にてそれぞれ集計し、記入する必要があります。

実績報告書は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに提出が必要です。

※年度途中で事業を廃止した事業所は、廃止後であっても、最終の加算の支払いを受けた月の翌々月の末日までに**実績報告書**の提出が必要です。

弊所でもご相談を承っておりますので、お気軽にお問合せ下さい。

【厚生労働省・大阪市より】

■所員紹介／長尾

はじめまして。令和7年5月1日に入社しました、長尾です。

これまで、都市銀行で個人資産運用と住宅ローンの営業を、その後個人クリニックで医療事務・医師事務作業補助業務を経験してきました。多くの方と接するうちに、これからは経営者の皆さまや従業員の方々のお役に立てる仕事をしたいと思い、労務の世界に飛び込んで参りました。異業種からの挑戦であり、日々学んでいる最中ではございますが、顧問先の皆さまから気軽にご相談していただける担当者になれるよう、日々精進していきたいです。

2019年までアメリカに4年半ほど住んでいた経験があり、この期間を利用していろいろな国に行きましたが、一番心に残っている国はアイスランドです。氷河や火山に囲まれた自然豊かな国で、他の国とは全く違うと感じました。日本からは遠いですが、海外旅行を検討されている方にお勧めです！



VOL.963
(2407-1)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集：井村・浜井・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！

～中小事業の労働保険事務は「労働保険事務組合」への加入が便利です！～

●「労働保険事務組合」に加入するメリット

- ✓事業主様や家族従事者の方も労災保険に特別加入することができ、安心して仕事ができます。
- ✓労働保険料の分割払いで負担軽減（年3回の分割納付）
- ✓事務の効率化：労働保険の申告・納付等の労働保険事務は、労働保険事務組合が事業主様に代わって処理します。

お問い合わせは、労働保険事務組合（葛城経営研究会）へお気軽にどうぞ！

7月労務スケジュール

- ・算定基礎届の提出（7/10まで）
- ・労働保険年度更新の手続き（7/10まで）
- ・賞与支払届の提出（支給日から5日以内）